

小美玉市地球温暖化対策実行計画

（事務事業編）

令和6年3月

小美玉市

目次

第1章 計画策定の背景・目的等.....	1
1. 世界・日本・小美玉市の動向.....	1
(1) 世界の動向.....	1
(2) 日本の動向.....	2
(3) 本市における地球温暖化対策の実施状況.....	3
4. 計画策定の目的.....	4
5. 本計画の位置づけ.....	4
6. 期間	4
7. 対象範囲	5
(1) 適用範囲.....	5
(2) 対象とする温室効果ガス.....	5
8. 基準年度	5
9. 排出係数	5
第2章 上位関連計画の整理.....	6
1. 地球温暖化対策計画.....	6
2. 小美玉市第2次総合計画（後期基本計画）	7
3. 小美玉市環境基本計画.....	10
4. 小美玉市公共施設等総合管理計画（改訂版）	12
5. 小美玉市公共施設建築物系個別施設計画.....	13
第3章 温室効果ガス排出量の状況.....	14
1. 温室効果ガスの排出量状況.....	14
(1) 二酸化炭素排出量の推移.....	14
(2) エネルギー別二酸化炭素量排出量の構成割合	15
(3) 施設分類別二酸化炭素量排出量の構成割合.....	16
(4) 温室効果ガス別二酸化炭素量排出量の構成割合.....	17
第4章 削減目標の設定.....	18
1. 二酸化炭素排出量の目標値.....	18
第5章 計画の方針.....	19
1. 計画方針	19
2. 施策の体系	20
方針1 再生可能エネルギーの導入推進.....	21
方針2 省エネルギー化の推進.....	23
方針3 公共施設のストック適正化.....	25
方針4 環境配慮行動の推進.....	26

第6章 計画の推進体制.....	27
1. 推進体制	27
2. PDCA サイクル	28
資料編	29
1. 小美玉市環境基本条例.....	29
2. 前回計画の実施状況.....	39
3. 計画対象施設一覧.....	40
4. ゼロカーボンシティ宣言.....	44
5. ゼロカーボンシティーに向けたエネルギー地産地消に関する包括連携協定	45
6. 茨城県グリーン購入推進方針の対象品目.....	47

第1章 計画策定の背景・目的等

1. 世界・日本・小美玉市の動向

(1)世界の動向

地球温暖化による気候変動により、日本をはじめとする世界で平均気温の上昇が観測されています。これにより、自然災害の激甚化や農作物への被害、生態系への影響が確認されており、地球温暖化は私たちの安全・安心な生活を営む上で解決すべき課題です。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第6次評価報告書（AR6）において、「人間の影響が大気、海洋、及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない。大気、海洋、雪氷圏、及び生物圏において、広範かつ急速な変化が現れている。」と述べられています。

人間の活動由来による温暖化加速の防止のため、2015（平成27）年12月、フランスのパリで開催された「第21回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）」においてパリ協定が採択され、各国で温暖化対策を今までよりもより一層進めることが求められています。

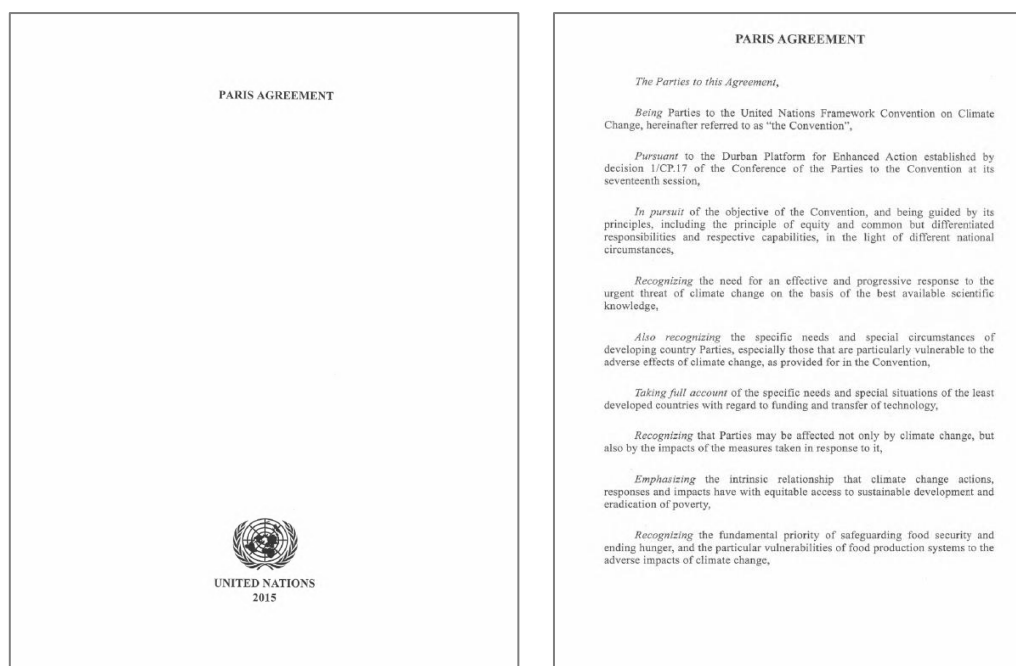


写真 1. パリ協定（原文）

出典：外務省 HP

また、持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）において、地球温暖化に関連する目標は、「7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに」「13 気候変動に具体的な対策を」の2つが記載されています。各目標のターゲットは以下の通りです。

表 1. 持続可能な開発目標 7 および 13 の内容を一部抜粋

目標 7	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な 近代的エネルギーへのアクセスを確保する
7.1	2030 年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。
7.2	2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
7.3	2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
7.a	2030 年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。
目標 13	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる*
13.1	すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応力を強化する。
13.2	気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。
13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
13.b	後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する

*国連気候変動枠組条約（UNFCCC）が気候変動への世界的対応について交渉を行う基本的な国際的政府間対話の場であると認識している。

出典：我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（外務省仮訳）

(2)日本の動向

国は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）と「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」（平成 27 年 12 月 22 日 地球温暖化対策推進本部決定）に基づき、『地球温暖化対策計画』（令和 3 年 10 月 22 日）を改定しました。

国は目標達成のため、脱炭素ロードマップを作成し、2025（令和 7）年までを集中期間として政策を総動員し、「2030 年までに少なくとも脱炭素先行地域を 100 か所以上創出」し、「脱炭素の基盤となる重点対策として、自家消費型太陽光や省エネ住宅などを全国で実行」することで地域の脱炭素モデルを全国に伝播し、2050（令和 32）年を待たずに脱炭素の達成を目指しています。

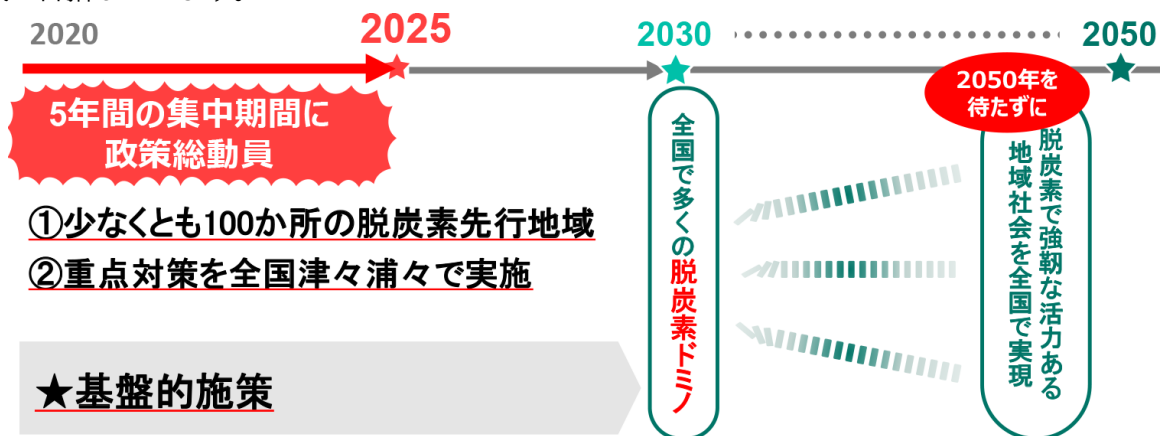


図 1. 脱炭素ロードマップ

出典：環境省 HP

(3)本市における地球温暖化対策の実施状況

小美玉市（以下、「本市」という。）は、2006（平成 18）年 3 月現在の本市に合併後、2011（平成 23）年 12 月『小美玉市地球温暖化対策 実行計画書』を策定しました。計画の内容としては、2008（平成 20）年～2016（平成 28）年を計画期間とし、削減目標を 10%とし、各課の推進委員会を中心とした推進体制でした。

2019（令和元年）年には「COOL CHOICE（＝賢い選択）国民運動」に賛同宣言しました。2020（令和 2）年 7 月 28 日に本市を含む関東甲信越 40 団体（73 市町村）と民間事業者 2 社による「ゼロカーボンシティ宣言」を共同で宣言しました。内容としては、「一般廃棄物の排出者、受入者、処分者の 3 者協働による廃棄物の減量化・再資源化を推進し、温室効果ガスの削減による地球温暖化防止を図ること」としています。

なお、本市に合併する前の温暖化対策の実施状況は、2002（平成 14）年頃に『小川町地球温暖化対策防止計画』、2002（平成 14）年 2 月『玉里村地球温暖化対策防止計画』、2003（平成 15）年 1 月『美野里町地球温暖化対策防止計画』をそれぞれ策定しました。近年は、「ゼロカーボンシティに向けたエネルギー地産地消に関する包括連携協定」を締結しました。

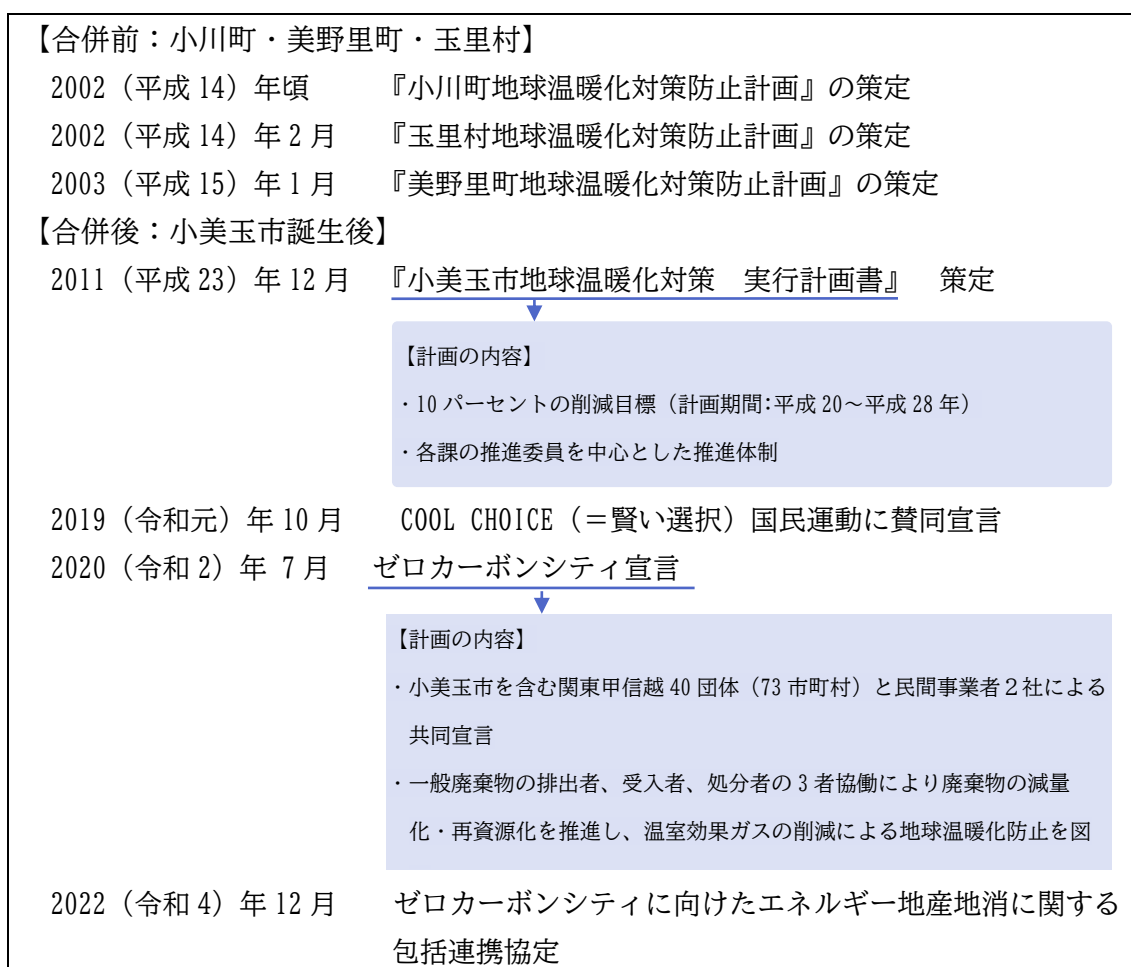


図 2. 地球温暖化対策の実施状況（合併前および合併後）

4. 計画策定の目的

本市の事務及び事業によって排出される温室効果ガスを削減するため、『小美玉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）』（以下、「本計画」という。）を策定します。

5. 本計画の位置づけ

本計画は、国の『地球温暖化対策計画』（令和3年10月22日閣議決定）の内容を踏まえ策定します。

本計画は、本市の『小美玉市第2次総合計画』と『小美玉市環境基本計画』を上位計画とし、『小美玉市公共施設等総合管理計画』や『小美玉市公共建築物系個別施設計画』などを関連計画として、これらの上位関連計画との整合を図ります。

なお、本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条2に基づき地方自治体に策定が義務付けられています。

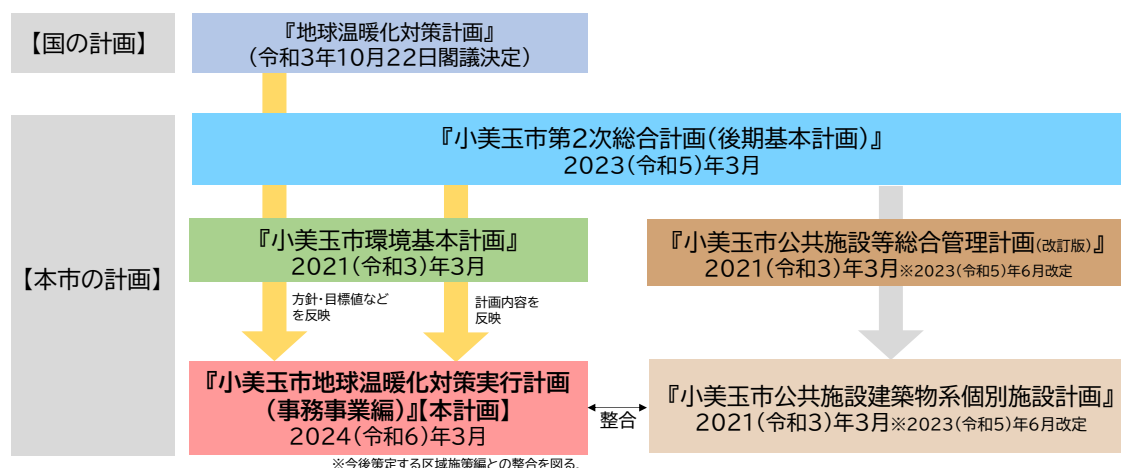


図 3. 国の計画と本市の上位関連計画に関する本計画の位置付け

6. 期間

2024（令和6）年度～2028（令和10）年度の5年間とします。

7. 対象範囲

(1)適用範囲

市が自ら実施する事務事業全般とし、市の公共施設を対象とします。

(2)対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）とします。

8. 基準年度

計画の基準年度は、国の目標との整合を図り、2013（平成 25）年度とします。

9. 排出係数

計画の排出係数は、基礎排出係数とします。

第2章 上位関連計画の整理

本計画と関連する上位関連計画を以下に示します。

1. 地球温暖化対策計画

表 2. 地球温暖化対策計画

計画名	地球温暖化対策計画																																																																										
策定期間	2021(令和3)年 10 月 22 日 ※閣議決定																																																																										
計画期間	10 年間:2021(令和3)年～2030(令和 12)年																																																																										
本計画と関連する内容 (抜粋)	<温室効果ガス別その他の区分ごとの目標・目安> (単位:百万 t-CO₂) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>2013 年度 実績</th><th>2019 年度 実績 (2013 年度比)</th><th>2030 年度の 目標・目安²¹ (2013 年度比)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温室効果ガス排出量・吸収量</td><td>1,408</td><td>1,166²² (▲17%)</td><td>760 (▲46%)²³</td></tr> <tr> <td>エネルギー起源二酸化炭素</td><td>1,235</td><td>1,029 (▲17%)</td><td>677 (▲45%)</td></tr> <tr> <td>産業部門</td><td>463</td><td>384 (▲17%)</td><td>289 (▲38%)</td></tr> <tr> <td>業務その他部門</td><td>238</td><td>193 (▲19%)</td><td>116 (▲51%)</td></tr> <tr> <td>家庭部門</td><td>208</td><td>159 (▲23%)</td><td>70 (▲66%)</td></tr> <tr> <td>運輸部門</td><td>224</td><td>206 (▲8%)</td><td>146 (▲35%)</td></tr> <tr> <td>エネルギー転換部門²⁴</td><td>106</td><td>89.3 (▲16%)</td><td>56 (▲47%)</td></tr> <tr> <td>非エネルギー起源二酸化炭素</td><td>82.3</td><td>79.2 (▲4%)</td><td>70.0 (▲15%)</td></tr> <tr> <td>メタン (CH₄)</td><td>30.0</td><td>28.4 (▲5%)</td><td>26.7 (▲11%)</td></tr> <tr> <td>一酸化二窒素 (N₂O)</td><td>21.4</td><td>19.8 (▲8%)</td><td>17.8 (▲17%)</td></tr> <tr> <td>代替フロン等 4 ガス²⁵</td><td>39.1</td><td>55.4 (+42%)</td><td>21.8 (▲44%)</td></tr> <tr> <td>ハイドロフルオロカーボン (HFCs)</td><td>32.1</td><td>49.7 (+55%)</td><td>14.5 (▲55%)</td></tr> <tr> <td>パーフルオロカーボン (PFCs)</td><td>3.3</td><td>3.4 (+4%)</td><td>4.2 (+26%)</td></tr> <tr> <td>六ふっ化硫黄 (SF₆)</td><td>2.1</td><td>2.0 (▲4%)</td><td>2.7 (+27%)</td></tr> <tr> <td>三ふっ化窒素 (NF₃)</td><td>1.6</td><td>0.26 (▲84%)</td><td>0.5 (▲70%)</td></tr> <tr> <td>温室効果ガス吸収源</td><td>—</td><td>▲45.9</td><td>▲47.7</td></tr> <tr> <td>二国間クレジット制度 (JCM)</td><td colspan="3">官民連携で 2030 年度までの累積で、1 億 t-CO₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国の NDC 達成のために適切にカウントする。</td></tr> </tbody> </table> <地方公共団体実行計画事務事業編に記載すべき主な内容> ③具体的な取組項目及びその目標 ・具体的な取組として、特に、地方公共団体保有の建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入、建築物における率先した ZEB の実現、計画的な省エネルギー改修の実施、電動車・LED 照明の導入、環境配慮契約法等に基づく二酸化炭素排出係数の低い小売電気事業者との契約による再生可能エネルギー電力その他、環境負荷の低減に寄与する製品・サービスの率先調達など、国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて、率先的な取組を実施する。				2013 年度 実績	2019 年度 実績 (2013 年度比)	2030 年度の 目標・目安 ²¹ (2013 年度比)	温室効果ガス排出量・吸収量	1,408	1,166 ²² (▲17%)	760 (▲46%) ²³	エネルギー起源二酸化炭素	1,235	1,029 (▲17%)	677 (▲45%)	産業部門	463	384 (▲17%)	289 (▲38%)	業務その他部門	238	193 (▲19%)	116 (▲51%)	家庭部門	208	159 (▲23%)	70 (▲66%)	運輸部門	224	206 (▲8%)	146 (▲35%)	エネルギー転換部門 ²⁴	106	89.3 (▲16%)	56 (▲47%)	非エネルギー起源二酸化炭素	82.3	79.2 (▲4%)	70.0 (▲15%)	メタン (CH ₄)	30.0	28.4 (▲5%)	26.7 (▲11%)	一酸化二窒素 (N ₂ O)	21.4	19.8 (▲8%)	17.8 (▲17%)	代替フロン等 4 ガス ²⁵	39.1	55.4 (+42%)	21.8 (▲44%)	ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	32.1	49.7 (+55%)	14.5 (▲55%)	パーフルオロカーボン (PFCs)	3.3	3.4 (+4%)	4.2 (+26%)	六ふっ化硫黄 (SF ₆)	2.1	2.0 (▲4%)	2.7 (+27%)	三ふっ化窒素 (NF ₃)	1.6	0.26 (▲84%)	0.5 (▲70%)	温室効果ガス吸収源	—	▲45.9	▲47.7	二国間クレジット制度 (JCM)	官民連携で 2030 年度までの累積で、1 億 t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国の NDC 達成のために適切にカウントする。		
	2013 年度 実績	2019 年度 実績 (2013 年度比)	2030 年度の 目標・目安 ²¹ (2013 年度比)																																																																								
温室効果ガス排出量・吸収量	1,408	1,166 ²² (▲17%)	760 (▲46%) ²³																																																																								
エネルギー起源二酸化炭素	1,235	1,029 (▲17%)	677 (▲45%)																																																																								
産業部門	463	384 (▲17%)	289 (▲38%)																																																																								
業務その他部門	238	193 (▲19%)	116 (▲51%)																																																																								
家庭部門	208	159 (▲23%)	70 (▲66%)																																																																								
運輸部門	224	206 (▲8%)	146 (▲35%)																																																																								
エネルギー転換部門 ²⁴	106	89.3 (▲16%)	56 (▲47%)																																																																								
非エネルギー起源二酸化炭素	82.3	79.2 (▲4%)	70.0 (▲15%)																																																																								
メタン (CH ₄)	30.0	28.4 (▲5%)	26.7 (▲11%)																																																																								
一酸化二窒素 (N ₂ O)	21.4	19.8 (▲8%)	17.8 (▲17%)																																																																								
代替フロン等 4 ガス ²⁵	39.1	55.4 (+42%)	21.8 (▲44%)																																																																								
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	32.1	49.7 (+55%)	14.5 (▲55%)																																																																								
パーフルオロカーボン (PFCs)	3.3	3.4 (+4%)	4.2 (+26%)																																																																								
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	2.1	2.0 (▲4%)	2.7 (+27%)																																																																								
三ふっ化窒素 (NF ₃)	1.6	0.26 (▲84%)	0.5 (▲70%)																																																																								
温室効果ガス吸収源	—	▲45.9	▲47.7																																																																								
二国間クレジット制度 (JCM)	官民連携で 2030 年度までの累積で、1 億 t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国の NDC 達成のために適切にカウントする。																																																																										

2. 小美玉市第2次総合計画(後期基本計画)

表3. 小美玉市第2次総合計画(後期基本計画)

計画名	小美玉市第2次総合計画(後期基本計画)
策定時期	2023(令和5)年3月
計画期間	基本計画:5年間 2023(令和5)年~2027(令和9)年
基本計画 (本計画に 関する箇所 は太字)	基本目標1 みんなの力で磨くまちづくり 基本施策1 市民協働・コミュニティ活動の推進 基本施策2 人権の尊重・男女共同参画社会の推進 基本施策3 開かれた行政・多様な交流の推進 基本施策4 効率的な行財政の運営 基本施策5 戦略的な定住・人口対策の推進 基本施策6 情報発信によるシティプロモーションの推進 基本目標2 人を育てる学びの場づくり 基本施策1 子ども・子育て支援の充実 基本施策2 学校教育の充実 基本施策3 生涯学習の充実 基本施策4 文化芸術の創造・発信 基本施策5 スポーツの推進 基本目標3 誰もがいきいきと暮らせる社会づくり 基本施策1 健康づくりの推進 基本施策2 地域医療の充実 基本施策3 地域福祉・社会保障の充実 基本施策4 高齢者福祉の充実 基本施策5 障がい者福祉の充実 基本目標4 仕事と暮らしを創造する環境づくり 基本施策1 計画的土地利用の推進 基本施策2 道路体系・公共交通の充実 基本施策3 公園・緑地・水辺の整備 基本施策4 住環境・景観形成 基本施策5 茨城空港の利活用 基本施策6 農業の振興 基本施策7 商業・工業の振興・企業誘致の推進 基本施策8 観光の振興 基本目標5 安全・安心な生活を支える体制づくり 基本施策1 自然・地球環境の保全

	基本施策2 循環型社会の形成 基本施策3 基地対策の充実 基本施策4 上・下水道の整備 基本施策5 防災対策の充実 基本施策6 消防・救急体制の充実 基本施策7 交通安全・生活安全対策の充実 重点プロジェクト 小美玉新時代を実現するプロジェクト まちがにぎわうわいわいプロジェクト まちがにぎわうわいわいプロジェクト あしたひろがるわくわくプロジェクト									
本計画と関連する内容 (抜粋)	基本目標5 安全・安心な生活を支える体制づくり 基本施策1 自然・地球環境の保全 (基本方針) 温室効果ガスの排出抑制を推進し、地球温暖化による環境の変化の防止を目指します。 (主な成果指標) <table><tr><th>指標名</th><th>実績値 (令和3年度)</th><th>将来値 (令和9年度)</th></tr><tr><td>電気自動車充電スタンド設置数</td><td>9か所</td><td>15か所</td></tr><tr><td>地球温暖化対策地方実行計画における緩和策の策定有無</td><td>0計画</td><td>2計画</td></tr></table> 5101 地球温暖化対策 ①県央地域定住自立圏構成9市町村による「エコライフチャレンジ事業」など、温室効果ガス削減につながる取組を推進します。 ②エネルギー使用の合理化を図るため、市が率先して空調設備・照明設備など、日常の運転管理を適切に行うことでエコオフィスを推進します。 ③エコドライブの実践などにより、公用車の使用燃料を削減します。また、公用車や公用バスの適正化を図るとともに、購入の際は低炭素化を推進します ④「ゼロカーボンシティ宣言」に基づき、「環境フェスティバル」を実施するなど、「COOL CHOICE^{*1}（クールチョイス）」の普及啓発に努めるとともに、「ゼロカーボンアクション30^{*2}」を推進し、カーボンニュートラルに取り組みます。※重点施策	指標名	実績値 (令和3年度)	将来値 (令和9年度)	電気自動車充電スタンド設置数	9か所	15か所	地球温暖化対策地方実行計画における緩和策の策定有無	0計画	2計画
指標名	実績値 (令和3年度)	将来値 (令和9年度)								
電気自動車充電スタンド設置数	9か所	15か所								
地球温暖化対策地方実行計画における緩和策の策定有無	0計画	2計画								

本計画と関連する内容 (抜粋)	基本施策2 循環型社会の形成 (基本方針) ごみの減量化を図るとともに、資源のリサイクルと適正な処分を推進し、資源の消費を抑制した環境負荷の少ない循環型社会の形成を目指します。 5202 リサイクルの推進 ①3R(ごみの減量・再使用・再生利用)の実践を啓発するとともに、生ごみ、古紙、古布、草木、小型家電などの循環資源の適正利用に関する取組を推進します。 ②リサイクル運動を推進していくため、資源ごみの集団回収を支援します。また、エコショップの登録拡大や市内小売店などでの拠点回収を推進します。 ③地域循環型のエネルギーシステムの構築に向け、生ごみを含む可燃ごみの焼却熱を利用するサーマルリサイクルを推進し、電力の地産地消を検討します。また、地域のバイオマスを活用した産業創出など、地域活性化について検討を進めます。 あしたひろがる わくわくプロジェクト 3 SDGsで実現する持続可能な地域づくりプロジェクト カーボンニュートラルの推進【5101・5103】 ・ゼロカーボンシティ宣言に基づきカーボンニュートラルを推進します。 ・学校教育や生涯学習において環境をテーマにした学習機会を提供し、SDGs の担い手を育成します。
----------------------------	---

- * 1 COOL CHOICE (クールチョイス) : デコ活 (脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動) の前の呼び名。
- * 2 ゼロカーボンアクション30 : 普段のライフスタイルの中でどのような行動が脱炭素につながっているのか、そのヒントをわかりやすくまとめた活動内容のこと。

3. 小美玉市環境基本計画

表 4. 小美玉市環境基本計画

計画名	小美玉市環境基本計画
策定時期	2021(令和 3)年 3 月
計画期間	10 年間:2021(令和 3)年～2030(令和 12)年
環境将来像	豊かな水・緑・きれいな空 ～未来へつなぐ環境づくりを進めるまち～
基本目標および環境施策の方向	基本目標 1 「自然とともに生きるまち」 1-1 生き物の目線で考え行動しよう 1-2 生き物が生活する里山環境を守っていこう 1-3 自然と親しみやすい場を作っていこう 1-4 自然・歴史・文化をつないで小美玉の魅力を引きだそう 基本目標 2 「環境に思いやりを持つまち」 2-1 水質汚濁防止・霞ヶ浦浄化対策につとめよう 2-2 公害対策を充実していこう 基本目標 3 「地球と共生できるまち」 3-1 地球温暖化対策に取り組もう 3-2 ごみを減量化して、リサイクルを推進しよう 3-3 不法投棄の防止対策につとめよう 基本目標 4 「みんなでよりよい環境をつくるまち」 4-1 みんなで環境について学んでいこう
リーディングプロジェクト	～計画全体を先導していく施策～ 1 「霞ヶ浦・園部川・巴川 “水辺保全活用”」プロジェクト 2 「水・土・空のきれいなまち」プロジェクト 3 「ごみの不法投棄やポイ捨て防止！」プロジェクト 4 「毎日の暮らしから CO₂を減らそう」プロジェクト
本計画と関連する内容(抜粋)	リーディングプロジェクト 「毎日の暮らしから CO₂を減らそう」プロジェクト 4-1 現状と課題 ・ゼロカーボンシティの推進について、今後二酸化炭素排出実質ゼロの実現に向けて、関係機関の協力を得ながら環境保全への積極的な取り組みを推進していきます。 ・県央地域定住自立圏構成市町村との連携を図るとともに、エコオフィス、エコドライブなど市民のエコライフを支援する取り組みを進めるための強化が必要です。

本計画と関連する内容 (抜粋)	4-2 プロジェクトの概要			
	・ゼロカーボンシティを推進するために、地球温暖化防止実行計画（区域施策編）及び気候変動適応計画の策定を目指します。 ・CO₂排出量を抑制する効果の高い、電気自動車の普及を促進します。			
	4-3 環境指標と数値目標			
	環境指標	現状 (R2 年度)	中間目標 (R7 年度)	計画目標 (R12 年度)
	地球温暖化防止実行計画（区域施策編）	0 件	1 件	1 件
	目標：ゼロカーボンシティ構築の一環として地球温暖化防止実行計画（区域施策編）の策定を目指します。			
	気候変動適応計画	0 件	1 件	1 件
	目標：ゼロカーボンシティ構築の一環として気候変動適応計画の策定を目指します。			
	電気自動車充電スタンド設置数	9か所	15 か所	20 か所
	目標：CO ₂ 排出量を抑制する効果の高い、電気自動車の普及を促進するため、電気充電スタンドの設置数の増加を目指します。			

4. 小美玉市公共施設等総合管理計画(改訂版)

表 5. 小美玉市公共施設等総合管理計画（改訂版）

計画名	小美玉市公共施設等総合管理計画(改訂版)
策定期期	2021(令和3)年3月 ※2023(令和5)年6月改定
計画期間	40 年間:2021(令和 3)年度～2060(令和 42)年度
基本方針	基本方針 1 適切な維持管理による財政負担の軽減 ○建替えと長寿命化改修の併用、施設の優先 順位づけ ○計画的な維持・保全の実施 ○ユニバーサルデザイン化・脱炭素化の推進 基本方針 2 将来のまちづくりと連動した適正配置 ○施設重視から機能重視（機能の見直し）（類似機能の集約化）（複合化・多機能化） ○施設総量の適正化 基本方針 3 継続的な計画の見直し ○情報の一元化、変化への柔軟な対応 ○計画の継続的な見直し（5 年毎の事業の見直し） ○庁内マネジメント体制の構築 基本方針 4 資産の長期的かつ安定的な運用 ○借地の解消及び公用財産取得への転換 ○跡地・遊休地を売却・賃借し更新費用に充当 ○市民・民間事業者との協働 基本方針 5 市民・民間事業者との協働 ○市民との協働の推進 ○国・県・民間事業者等との連携、広域連携
本計画と関連 する内容 (抜粋)	第 5 章 公共施設等総合管理計画の基本方針 1. 公共施設等総合管理計画の基本方針 (1) 基本方針 ① 適切な維持管理による財政負担の軽減 (中略) 施設の更新にあたっては、施設の現状と財政面から個々の施設に見合った整備レベルをユニバーサルデザイン化も含めて設定します。また、地球温暖化対策計画（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）や小美玉市地球温暖化対策実行計画を踏まえ、ZEB 化など脱炭素化に向けた取り組みを推進します。

5. 小美玉市公共施設建築物系個別施設計画

表 6. 小美玉市公共施設建築物系個別施設計画

計画名	小美玉市公共施設建築物系個別施設計画(改訂版)																																												
策定期期	2021(令和3)年3月 ※2023(令和5)年6月改定																																												
計画期間	40 年間:2021(令和 3)年度～2060(令和 42)年度 ※計画期間中、10年ごとの具体的な実行計画(個別施設計画)を示す																																												
本計画と関連する内容 (抜粋)	4. 施設の整備水準 現状の整備レベルは建設当時の一般的なレベルでありましたが、現在の省エネルギー化等の社会的要求に対応できているとは言えません。そこで、ここでは、学校施設を例に長寿命化に資するための改修サイクルに応じた改修内容と、同時に機能を向上する改修内容を設定します。整備レベルの向上とライフサイクルでの効果をあわせて検討し、最適解を求めます。 図 今後の整備レベル(学校) <table><tr><td colspan="2"></td><td colspan="3">点線の改修は、状況により実施</td></tr><tr><td>工種</td><td></td><td>中規模修繕</td><td>長寿命化改修</td><td>建替え</td></tr><tr><td rowspan="6">機能回復</td><td>屋根屋上</td><td>防水改修</td><td>防水改修</td><td>アスファルト防水</td></tr><tr><td>外壁</td><td>耐久性の高い塗材</td><td>耐久性の高い塗材</td><td>耐久性の高い塗材</td></tr><tr><td>主要な設備機器の更新</td><td>受変電設備・高架水槽 空調機・プールろ過機</td><td>受変電設備・高架水槽 空調機・プールろ過機 配線・配管の更新</td><td>受変電設備・高架水槽 空調機・プールろ過機</td></tr><tr><td>不具合への対応</td><td>劣化部位全体の修繕</td><td>劣化部位全体の修繕 躯体補修 (ひびの補修等)</td><td></td></tr><tr><td>外部開口部</td><td>シーリング打替え 開閉調整程度</td><td>サッシ交換 複層ガラス (断熱窓・強化ガラス)</td><td>複層ガラス (断熱窓・強化ガラス)</td></tr><tr><td>内部</td><td>一部の内壁・天井の修繕</td><td>教室 床:フローリングブロック (下地共) 壁:EP塗装 間仕切り:アルミバーテン 天井:LGS(耐震)下地PB その他:実験台、ロカー、黒板 等の更新 廊下:天井・床・壁の改修 照明:LED化</td><td>教室 床:フローリングブロックt15、 壁:EP塗装 間仕切り:アルミバーテン 天井:LGS(耐震)下地PB その他:実験台、ロカー、黒板 等の更新 廊下:ビニール床シート 照明:LED</td></tr><tr><td rowspan="3">機能向上</td><td>トイレ 空調 昇降機</td><td>トイレドライ化 洋式便器(節水型) 空調設置 昇降機設置</td><td>トイレドライ化 洋式便器(節水型) 空調設置 昇降機設置 断熱化 バリアフリー 省エネルギー化</td><td>ドライ式トイレ 洋式便器(節水型) 空調設置 昇降機設置 断熱化 バリアフリー 省エネルギー化</td></tr><tr><td rowspan="2">バリアフリー 諸室構成 防災機能等</td><td></td><td>オストメイト対応トイレ 小人数教室等の設置 内部木質化(一部)</td><td>オストメイト対応トイレ 小人数教室等の設置 内部木質化(一部)</td></tr></table>			点線の改修は、状況により実施			工種		中規模修繕	長寿命化改修	建替え	機能回復	屋根屋上	防水改修	防水改修	アスファルト防水	外壁	耐久性の高い塗材	耐久性の高い塗材	耐久性の高い塗材	主要な設備機器の更新	受変電設備・高架水槽 空調機・プールろ過機	受変電設備・高架水槽 空調機・プールろ過機 配線・配管の更新	受変電設備・高架水槽 空調機・プールろ過機	不具合への対応	劣化部位全体の修繕	劣化部位全体の修繕 躯体補修 (ひびの補修等)		外部開口部	シーリング打替え 開閉調整程度	サッシ交換 複層ガラス (断熱窓・強化ガラス)	複層ガラス (断熱窓・強化ガラス)	内部	一部の内壁・天井の修繕	教室 床:フローリングブロック (下地共) 壁:EP塗装 間仕切り:アルミバーテン 天井:LGS(耐震)下地PB その他:実験台、ロカー、黒板 等の更新 廊下:天井・床・壁の改修 照明:LED化	教室 床:フローリングブロックt15、 壁:EP塗装 間仕切り:アルミバーテン 天井:LGS(耐震)下地PB その他:実験台、ロカー、黒板 等の更新 廊下:ビニール床シート 照明:LED	機能向上	トイレ 空調 昇降機	トイレドライ化 洋式便器(節水型) 空調設置 昇降機設置	トイレドライ化 洋式便器(節水型) 空調設置 昇降機設置 断熱化 バリアフリー 省エネルギー化	ドライ式トイレ 洋式便器(節水型) 空調設置 昇降機設置 断熱化 バリアフリー 省エネルギー化	バリアフリー 諸室構成 防災機能等		オストメイト対応トイレ 小人数教室等の設置 内部木質化(一部)	オストメイト対応トイレ 小人数教室等の設置 内部木質化(一部)
		点線の改修は、状況により実施																																											
工種		中規模修繕	長寿命化改修	建替え																																									
機能回復	屋根屋上	防水改修	防水改修	アスファルト防水																																									
	外壁	耐久性の高い塗材	耐久性の高い塗材	耐久性の高い塗材																																									
	主要な設備機器の更新	受変電設備・高架水槽 空調機・プールろ過機	受変電設備・高架水槽 空調機・プールろ過機 配線・配管の更新	受変電設備・高架水槽 空調機・プールろ過機																																									
	不具合への対応	劣化部位全体の修繕	劣化部位全体の修繕 躯体補修 (ひびの補修等)																																										
	外部開口部	シーリング打替え 開閉調整程度	サッシ交換 複層ガラス (断熱窓・強化ガラス)	複層ガラス (断熱窓・強化ガラス)																																									
	内部	一部の内壁・天井の修繕	教室 床:フローリングブロック (下地共) 壁:EP塗装 間仕切り:アルミバーテン 天井:LGS(耐震)下地PB その他:実験台、ロカー、黒板 等の更新 廊下:天井・床・壁の改修 照明:LED化	教室 床:フローリングブロックt15、 壁:EP塗装 間仕切り:アルミバーテン 天井:LGS(耐震)下地PB その他:実験台、ロカー、黒板 等の更新 廊下:ビニール床シート 照明:LED																																									
機能向上	トイレ 空調 昇降機	トイレドライ化 洋式便器(節水型) 空調設置 昇降機設置	トイレドライ化 洋式便器(節水型) 空調設置 昇降機設置 断熱化 バリアフリー 省エネルギー化	ドライ式トイレ 洋式便器(節水型) 空調設置 昇降機設置 断熱化 バリアフリー 省エネルギー化																																									
	バリアフリー 諸室構成 防災機能等		オストメイト対応トイレ 小人数教室等の設置 内部木質化(一部)	オストメイト対応トイレ 小人数教室等の設置 内部木質化(一部)																																									

第3章 温室効果ガス排出量の状況

1. 温室効果ガスの排出量状況

(1) 二酸化炭素排出量の推移

温室効果ガス排出量は、2021（令和3）年度で8,556t-CO₂となっています。排出量の推移としては、2018（平成30）年度までは概ね増加傾向で推移し2019（令和元）～2020（令和2）年度の期間は減少し、2021（令和3）年度には増加しています。



図 4. 二酸化炭素排出量の推移（2013～2021 年度）

資料：市エネルギーデータ 2021（令和3）年度

(2) エネルギー別二酸化炭素量排出量の構成割合

エネルギー別二酸化炭素量排出量の構成割合（2021 年度）をみると、電気が 81.2%と最も多く、次いでその他が 6.6%、灯油 6.2%の順となっています。

二酸化炭素排出量を減少させるためには、電力の省エネルギー化と脱炭素化を推進することが必要です。

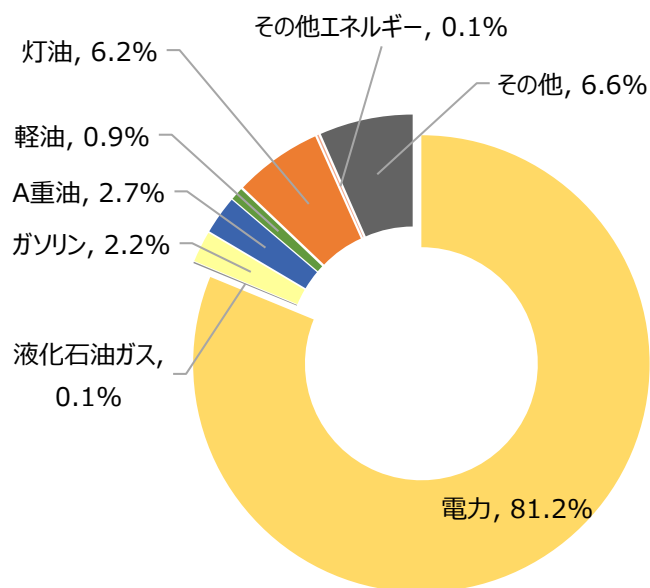


図 5. エネルギー別二酸化炭素量排出量の構成割合（2021 年度）

資料：市エネルギーデータ 2021（令和 3）年度

(3)施設分類別二酸化炭素量排出量の構成割合

施設分類別二酸化炭素量排出量の構成割合(2021年度)をみると、学校・水道施設が約3割と最も多く、次いで福祉施設が約1割となっています。

排出量としては、学校施設では小美玉学校給食センター、水道施設では美野里・小川浄水場、福祉施設では四季健康館、玉里保健福祉センター・玉里ふれあいサロン、文化施設では四季文化館、小川文化センター(アピオス)の排出量がそれぞれ多いという結果となりました。

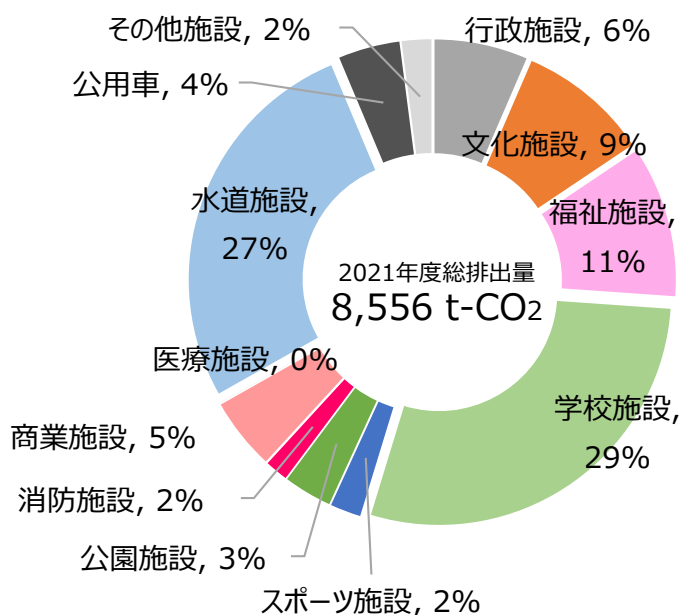


図 6. 施設分類別二酸化炭素量排出量 (2021 年度)

資料：市エネルギーデータ 2021 (令和 3) 年度

・医療施設は、排出量として含まれているものの、値が僅少であることから表示上は0%となっています。

(4) 温室効果ガス別二酸化炭素量排出量の構成割合

温室効果ガス別二酸化炭素排出量の構成割合(2021 年度)は、二酸化炭素 (CO_2) が 93.3%と最も多く、次いでメタン (CH_4) が 4.4%、一酸化二窒素 (N_2O) 2.2%、ハイドロフルオロカーボン (HFC) 0.1%の順となっています。

温室効果ガスの中で最も大きな割合を占める二酸化炭素(CO_2)は、電力由来であることから、電力由来の二酸化炭素排出量の削減を進める必要があります。

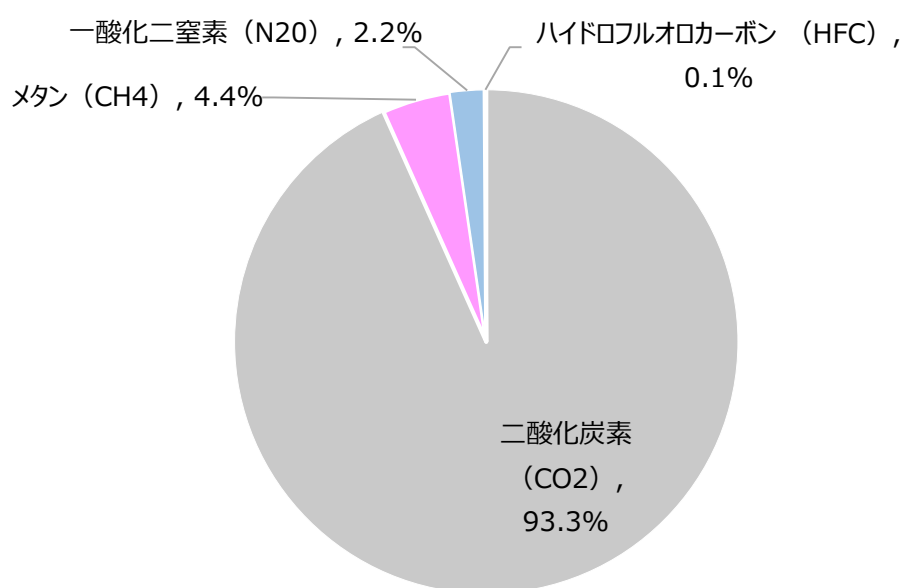


図 7. 温室効果ガス別二酸化炭素量排出量 (2021 年度)

資料：市エネルギーデータ 2021 (令和 3) 年度

第4章 削減目標の設定

1. 二酸化炭素排出量の目標値

本計画の削減目標値を設定するにあたり、国の『地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）』に示す2030（令和12）年時点における「業務その他部門」の二酸化炭素排出量を約51%削減（2013年度比）という内容に基づき、同様の削減率を採用しました。

2013（平成25）年度の二酸化炭素排出量は7,851t-CO₂で、2013（平成25）年度比で51%削減した2030（令和12）年度の値は3,847t-CO₂となります。その目標を達成するため、2028（令和10）年の二酸化炭素排出量を5,417t-CO₂とし、この値を本計画の目標値とします。

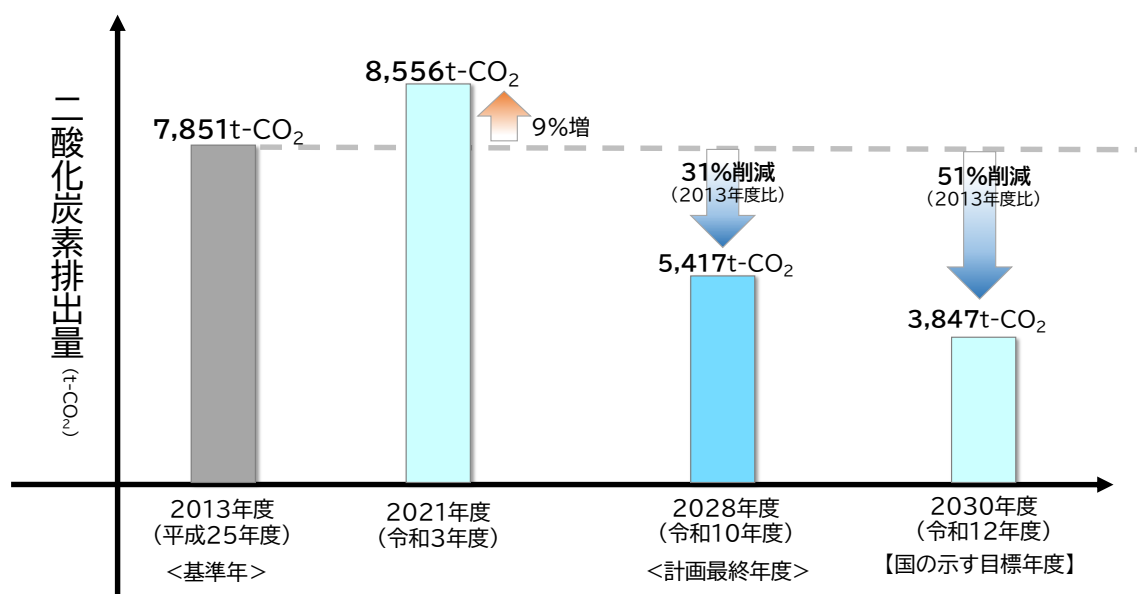


図 8. 二酸化炭素排出量の目標値

第5章 計画の方針

1. 計画方針

二酸化炭素排出量の目標値を達成するため、課題を踏まえ計画方針を設定します。

【課題1】太陽光発電設備をはじめとする再生可能エネルギーの導入は進んでいるものの、二酸化炭素排出量の現状から更なる再エネ導入の推進が課題です。

方針1 再生可能エネルギーの導入推進

太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入や再エネ由来の電気等を調達するなど再生可能エネルギーの導入を推進します。

【課題2】照明のLED化や空調更新など省エネルギー化の事業が行われているものの、削減目標の達成を踏まえると更なる省エネルギー化の推進が課題です。

方針2 省エネルギー化の推進

公共施設への省エネルギー設備の導入や省エネ活動の推進などによる省エネルギー化を推進します。

【課題3】公共施設の利用者数の動向などエネルギー使用に関わる施設の利用の状況について既存の計画と整合を図りながら計画を推進することが課題です。

方針3 公共施設のストック適正化

『小美玉市公共施設建築物系個別施設計画』の内容を踏まえ、公共施設の廃止や売却/貸付など二酸化炭素排出量の削減に関わる公共施設のストック適正化を推進します。

【課題4】前回計画では「購入にあたっての配慮事項」などを定めており、計画の改定にあたっては国の動向などを盛り込んだ環境配慮行動の推進が課題です。

方針4 環境配慮行動の推進

環境負荷を軽減するため、環境配慮契約、廃棄物の3R+renewable、公用車の電気自動車への切り替えなどにより環境配慮行動を推進します。

2. 施策の体系

計画の方針に基づき、施策の体系を設定します。関連する施策に関しては、施策の体系を基にしながら連携・調整を進めることにより、計画の効果的な推進を図ります。

方針1 再生可能エネルギーの導入推進

	1-1. 太陽光発電設備等の導入可能性調査の推進
	1-2. 太陽光発電設備等の導入推進
	1-3. 電気自動車充電スタンドの導入
	1-4. 再エネ電力等調達の推進

方針2 省エネルギー化の推進

	2-1. 省エネルギー設備等の導入
	2-2. 省エネ活動の推進

方針3 公共施設のストック適正化

	3-1. 公共施設の廃止
	3-2. 公共施設の一部廃止
	3-3. 公共施設の売却/貸付

方針4 環境配慮行動の推進

	4-1. 環境にやさしい物品調達等の推進
	4-2. 3R+renewable の推進
	4-3. 公用車の電気自動車への切り替えの推進

方針1 再生可能エネルギーの導入推進

太陽光発電設備や電気自動車充電設備、再エネ由来の電力調達などによる再生可能エネルギーの導入を推進します。

■削減目標

指標	削減目標値 2028(令和10)年度
二酸化炭素削減量	1,681 t-CO ₂

■施策

施策	1-1 . 太陽光発電設備等の導入可能性調査の推進		
	● 公共施設等への再生可能エネルギー設備等を導入するため、太陽光発電設備等の導入可能性調査を推進します。		
実施年度	2024(令和 6)年度～2025(令和 7)年度	担当課	各担当課
達成状態	導入可能性調査の実施		

施策	1-2 . 太陽光発電設備等の導入推進		
	● 公共施設への再生可能エネルギーを積極的に導入するため、導入可能性調査の結果を踏まえ、太陽光発電等の導入を最大限推進します。また、改築等の際には太陽光発電等の設備を設置します。 ● 初期投資が不要となる電力販売契約（PPA：Power Purchase Agreement の略）についても、実現可能性が高い場合は検討を進めます。 【本市の事例：学校施設における太陽光発電設備の導入】		
			
	写真 2. 玉里学園義務教育学校		
	資料：市 HP		
実施年度	2026(令和 8)年度～2028(令和 10)年度	担当課	各担当課
達成状態	調査結果に基づく、設備導入の実施		

施策	1-3 . 電気自動車充電スタンドの導入		
● 電気自動車の利用を促進するため、公共施設における電気自動車充電スタンドの導入を推進します。			
【充電スタンドの例】			
			
写真 3. 充電スタンド			
資料：国土交通省 HP			
実施年度	2026(令和 8)年度～2028(令和 10)年度	担当課	総務課および 各担当課
目標値	10 基		

施策	1-4 . 再エネ電力等調達の推進		
●公共施設における再生可能エネルギー由来の電力調達を推進します（指定管理者への要請を含む）。 ●また、「ゼロカーボンシティに向けたエネルギー地産地消に関する包括連携協定」に基づき、市内の教育施設等へのごみ発電由来の電力の調達を進めます。 【本市の事例：ごみ発電由来の電力の地産地消】  写真 4. ゼロカーボンシティに向けたエネルギー地産地消に関する包括連携協定 締結調印式 資料：市資料			
実施年度	2024(令和 6)年度～2028(令和 10)年度	担当課	各施設担当課
達成状態	再エネ電気の購入および連携協定の継続実施		

方針2 省エネルギー化の推進

省エネ設備の導入や省エネ行動の実践により、省エネルギー化を推進します。

■削減目標

指標	削減目標値 2028(令和10)年度
二酸化炭素削減量	294 t-CO ₂

■施策

施策

2-1 . 省エネルギー設備等の導入

●公共施設のエネルギー使用量を削減するため、設備更新の状況等を考慮して、改築施設等の ZEB 化(ZEB Ready 相当)、省エネルギー改修、LED 照明の導入による省エネルギー設備等の導入を進めます。なお、本計画において省エネ改修の実施を目指す施設として、モデル施設を設定します。

表 7. モデル施設一覧

No	モデル施設名	建築年度 西暦(元号)	延べ床面積 (㎡)	構造
1	美野里消防署	1982(昭和 57)年度	897 ㎡	RC
2	玉里保健福祉センター	1980(昭和 55)年度	1,383 ㎡	RC
3	玉里ふれあいサロン	2000(平成 12)年度	521 ㎡	RC
4	四季健康館	1995(平成 7)年度	2,869 ㎡	RC
5	市役所 本庁舎	1974(昭和 49)年度	3,927 ㎡	RC

●また、改築予定の市役所本庁(分庁舎)については、ZEB Ready 相当として計画します。整備水準に関しては、コスト等を考慮し実現が可能であれば、Nearby ZEB を目指します。

実施年度	●省エネ設備導入:2021(令和3)年度 ～2030(令和 12)年度※ ●市役所本庁(分庁舎)の ZEB 化:2024(令和 6)年度以降	担当課	各施設 担当課
目標値 達成状態	●省エネ設備導入:5 施設(モデル施設) ●市役所本庁(分庁舎)の ZEB 化:ZEB Ready 相当の達成		

※『小美玉市公共施設建築物系個別施設計画』と同様の記載年度としています。

施策	2-2 . 省エネ活動の推進					
● 公共施設におけるエネルギー使用量を削減するため、クールビズ・ウォームビズ、節電・減灯、インフォメーションによる節電の周知、デコ活※¹の実践などの省エネ活動を推進します。 【取り組みの例】						
図 9. COOL CHOICE※²の取り組み例 出典：環境省 HP						
実施年度	2024(令和 6)年度～2028(令和 10)年度	担当課	各課			
達成状態	公共施設における省エネ活動の実施					

※¹ デコ活：脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称のこと。二酸化炭素（CO₂）を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を含む「デコ」と活動・生活を組み合わせた新しい造語。

※² COOL CHOICE：デコ活以前の環境にやさしい行動に関する言葉。

方針3 公共施設のストック適正化

施設のエネルギー使用量削減につながる公共施設の廃止、売却/貸付などの公共施設のストック適正化を推進します。

■削減目標

指標	削減目標値 2028(令和10)年度
二酸化炭素削減量	1,000 t-CO ₂

■施策

施策	3-1 . 公共施設の廃止		
	● 公共施設のストック適正化のため、『公共施設建築系個別施設計画』に定める公共施設の廃止を進めます。		
実施年度	2021(令和3)年度～2030(令和12)年度※	担当課	各施設担当課
達成状態	『公共施設建築系個別施設計画』に基づく施設の廃止、売却/貸付の実施		

※『小美玉市公共施設建築物系個別施設計画』と同様の記載年度としています。

施策	3-2 . 公共施設の一部廃止		
	● 公共施設のストック適正化のため、『公共施設建築系個別施設計画』に定める老朽化や未利用状態などとなっている公共施設の一部廃止を進めます。		
実施年度	2021(令和3)年度～2030(令和12)年度※	担当課	各施設担当課
達成状態	『公共施設建築系個別施設計画』に基づく施設の廃止、売却/貸付の実施		

※『小美玉市公共施設建築物系個別施設計画』と同様の記載年度としています。

施策	3-3 . 公共施設の売却/貸付		
	● 公共施設のストック適正化のため、『公共施設建築系個別施設計画』に定める公共施設の売却/貸付を進めます。		
実施年度	2021(令和3)年度～2030(令和12)年度※	担当課	各施設担当課
達成状態	『公共施設建築系個別施設計画』に基づく施設の売却/貸付		

※『小美玉市公共施設建築物系個別施設計画』と同様の記載年度としています。

方針4 環境配慮行動の推進

環境に配慮した物品調達や廃棄物の削減、公用車の電気自動車への切り替えなどを進めることにより、環境配慮行動を推進します。

■削減目標

指標	削減目標値 2028(令和10)年度
二酸化炭素削減量	164 t-CO ₂

■施策

施策	4-1 . 環境にやさしい物品調達等の推進		
	●環境配慮契約法やグリーン購入法などに基づく、環境にやさしい物品調達を推進します。なお、茨城県の示す「茨城県グリーン購入推進方針」などを参考に環境負荷の低い物品調達を図ります。		
実施年度	2024(令和 6)年度～2028(令和 10)年度	担当課	各課
達成状態	環境負荷の低い物品調達の実施		

施策	4-2 . 3R+renewable の推進		
	●廃棄物由来の二酸化炭素排出量を削減するため、廃棄物の 3R(Reduce Reuse Recycle)+renewable 推進します。		
実施年度	2024(令和 6)年度～2028(令和 10)年度	担当課	各課
達成状態	3R+renewable の実施		

施策	4-3 . 公用車の電気自動車への切り替えの推進		
	●公用車の使用による化石燃料の利用を削減するため、公用車の電気自動車への切り替えを推進します。		
実施年度	2026(令和 8)年度～2028(令和 10)年度	担当課	財政課
目標値	11 台		

第6章 計画の推進体制

1. 推進体制

本計画の推進体制として、「地球温暖化対策推進本部」、「地球温暖化対策推進ワーキングチーム」を設置し、「各課」との連携・調整の元計画を推進します。各組織の役割は以下の通りです。

- ・「地球温暖化対策推進本部」は進捗状況を判断し、状況に応じて指示や是正を行います。
- ・「地球温暖化対策推進ワーキングチーム」は、各課からの報告をもとに省エネ改修・活動に関する施策の連携・調整を図り、各課の省エネ改修・活動が円滑に推進するよう支援します。
- ・「各課」は再エネ導入・省エネ改修などの予算化・発注により計画を実行します。

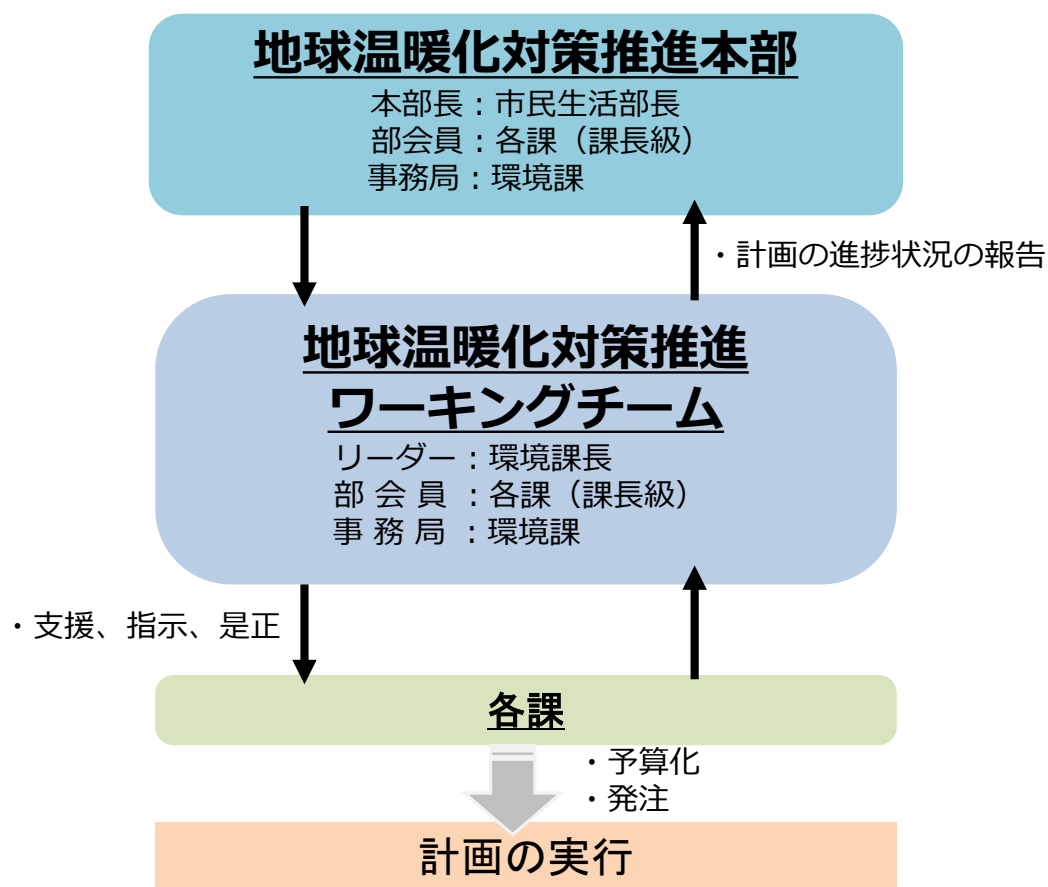


図 10. 計画の推進体制

2. PDCA サイクル

本計画の実施にあたっては、各組織の実施状況把握し改善につなげる PDCA サイクルにより計画の実施状況と成果を評価します。

なお、エネルギーの供給状況や技術革新など本計画策定時と状況が変化しているなどの場合はその内容も考慮し評価を行います。

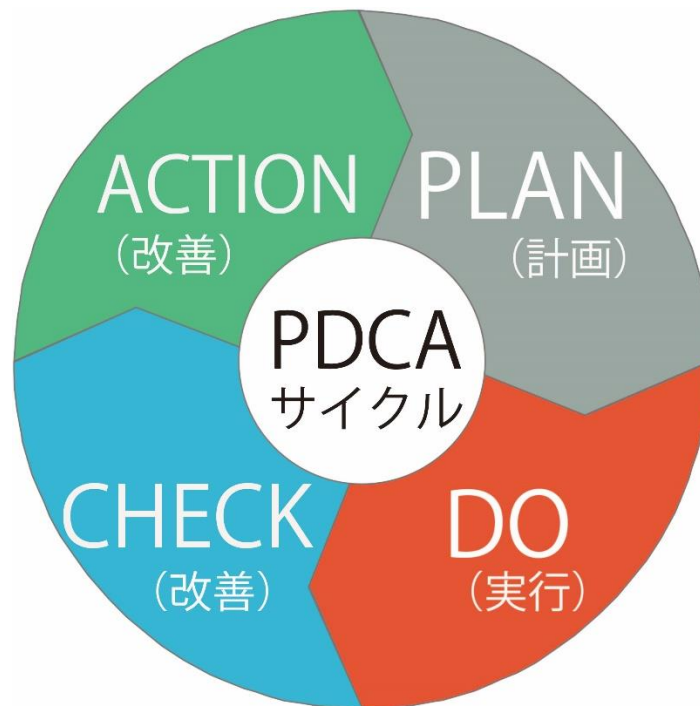


図 11. PDCA サイクル

資料編

1. 小美玉市環境基本条例

○小美玉市環境基本条例

令和元年 9 月 25 日

条例第 35 号

小美玉市環境基本条例(平成 18 年小美玉市条例第 119 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市、市民、事業者及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2)公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って発生する相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害があることをいう。
- (3)地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少、森林の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (4)特定施設 工場又は事業場に設置されている施設のうち公害を発生するおそれのあるもので、規則で定めるものをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全及び創造は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1)現在及び将来の市民が環境からの健全で豊かな恵みを十分に受け取り、健康で文化的

な生活を営むことができるよう適切に行われなければならない。

- (2)人と自然とが共生することができる恵み豊かな環境を確保するために、森林、農地、水辺等における多様な自然環境を有効に活用しつつ保全し、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会を構築しなければならない。
- (3)豊かな自然、歴史的文化等を保全するとともに、新たな地域環境を創造しつつ、これらを将来の市民に継承していかなければならない。
- (4)市、事業者、市民及び滞在者が自らの活動と環境とのかかわりを認識し、公平な役割分担と責務の自覚の下、協働して積極的に行われなければならない。
- (5)地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題でもあることから、事業活動や日常生活が地球の環境に及ぼす影響を十分認識し、国際的な協調の下、地球環境の保全に資する行動により、積極的に推進されなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、公害を防止し、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。この場合において、事業者は、次に掲げる事項に配慮するものとする。

- (1)環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工、販売その他の事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、適正な処理が行われるようにすること。
- (2)事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減が図られるようにすること。
- (3)再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において生ずる生活排水及び廃棄物の排出、騒音の発生、自動車の使用等による環境への負荷の低減に努めるとともに、自然環境を適正に保全し、良好な環境の創造に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、自ら積極的に環境の保全及び創造に努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

(滞在者の責務)

第7条 旅行者その他の滞在者は、基本理念にのっとり、その滞在に伴うごみの排出等による環境への負荷の低減、自然その他の環境保全に努めるとともに、市が実施す

る施策に協力するものとする。

(施策の基本方針)

第8条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 人の健康が保護され、生活環境及び自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて適正に保全されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが確保されるとともに、地域の緑化の推進、地域の特性を生かした景観の形成及び歴史的文化的環境の保全が図られること。
- (4) 廃棄物の減量並びに資源及びエネルギーの有効かつ適正な利用により物質の循環が図られること。
- (5) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全を図ること。
- (6) 環境の保全に関する教育及び広報活動の推進により環境に対する意識の高揚が図られること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、環境保全及び創造に資する施策が推進されること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ小美玉市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定及び実施に当たっての配慮等)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施に際しては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全及び創造への配慮をしなければならない。

2 市長は、環境の保全及び創造に関する市の施策を推進するため、市内に総合的な調整

を図るための体制の整備をしなければならない。

(環境の保全及び創造に資する施設の整備その他の事業の推進)

第 11 条 市は、下水道、廃棄物等の公共的な処理施設、環境への負荷の低減又は市民の安全に資する交通施設、高齢者等に配慮した公共的施設、公園その他環境の保全上の支障の防止又は快適な環境の創造に資する公共的施設の整備その他の環境の保全及び創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、都市の緑化、良好な景観の形成その他の快適な環境の創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、森林、農地、水辺等の自然環境の適正な保全を図るとともに、市民が自然と触れ合える場の創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

4 市は、文化財その他の歴史的遺産の保存、文化的施設の活用等による文化的な環境の創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造のための規制措置)

第 12 条 市は、環境の保全及び創造を図るため必要と認められる場合で、次に掲げる行為については、規制その他の必要な措置を講ずるものとする。

(1) 公害の原因となる行為その他の生活環境の保全に支障を来すおそれのある行為

(2) 自然環境の適正な保全に支障を来すおそれのある行為

(3) 快適な環境を創造するために支障を来すおそれのある行為

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に支障を来すおそれのある行為

(環境影響評価の推進)

第 13 条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(調査の実施及び監視体制等の整備)

第 14 条 市は、環境の状況を的確に把握し、環境の保全及び創造に関する施策の策定のために、必要な調査を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を的確に把握し、環境の保全及び創造に関する施策の実施のために、必要な測定、監視等の体制の整備を図るものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第 15 条 市は、環境への負荷の低減に資するため、廃棄物の発生の抑制及び減量化、資源の循環的利用、資源の再生利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減に資するため、エネルギーの効率的利用及び環境への負荷の少ないエネルギーの利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境に配慮した活動等の普及)

第 16 条 市は、事業者及び市民による再生資源その他の環境への負荷の少ない原材料、製品、役務等の利用の普及に努めるものとする。

2 市は、事業者、市民及びこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体」という。)による水質の汚濁防止に係る活動、再生資源に係る回収活動、緑化活動、自動車の使用における環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に配慮した活動の普及に努めるものとする

(事業者の環境管理等の促進)

第 17 条 市は、事業者がその事業活動に伴う環境への負荷の低減について効果的に取り組めるように、事業者が自ら行う環境管理(環境の保全及び創造に関する方針の策定、目標の設定、計画の作成、体制の整備等をいう。)及びこれに関する監査等が促進されるように必要な措置を講ずるものとする

(経済的な措置等)

第 18 条 市は、事業者、市民及び民間団体の環境への負荷の低減を図るための活動、施設の整備等に必要な助成その他の支援の措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷を生じさせる活動を行う事業者又は市民に対して、環境への負荷を低減するため必要があると認めるときは、経済的負担を求めることができる。

(環境教育、環境学習等の推進)

第 19 条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興、人材の育成及び確保並びに広報活動の充実により、事業者及び市民の環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに事業者、市民又は民間団体の自発的な環境の保全及び創造に係る活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 20 条 市は、前条に規定する環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに事業者、市民又は民間団体が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況、環境の保全及び創造活動の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報を、個人及び法人の権利利益に配慮しつつ、体系的に整備し、適切に提供するよう努めるものとする。

(市民の意見の反映)

第 21 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に、市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情の処理)

第 22 条 市は、公害その他の環境の保全への支障に係る苦情の円滑な処理を図るよう努めるものとする。

(事業者、市民等との連携及び協力)

第 23 条 市は、事業者、市民、民間団体等との連携及び協力により、環境の保全及び創

造に関する施策の効果的な推進に必要な措置を講ずるものとする。

(国等との連携及び協力)

第 24 条 市は、大気、水質等の保全対策その他の広域的な対策を必要とする施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体との積極的な連携及び協力を図るものとする。

(霞ヶ浦及び流域河川環境の修復、保全及び創造のための施策の推進)

第 25 条 市は、霞ヶ浦及び流域河川環境の修復、保全及び創造に資するため、安全な水資源の確保に必要な窒素、りん等の削減による水質の汚濁の防止、自然環境の修復及び保全、良好な景観の保全及び形成並びに水辺等の自然と触れ合える拠点の整備等の施策の推進を図るものとする。

2 市は、前項に規定する施策の推進に資するため、霞ヶ浦及び流域河川環境の修復、保全及び創造に関する調査研究、情報の交換、人材の交流等の体制の整備を図るものとする。

3 市は、前 2 項に規定する施策の推進等に当たっては、国及び他の地方公共団体並びに事業者、市民、民間団体、研究者等との連携を図るものとする。

(地球環境保全のための施策の推進)

第 26 条 市は、国、他の地方公共団体、事業者、市民、民間団体等と連携し、地球環境保全に関する国際協力に資する施策の推進に努めるものとする。

(防止協定)

第 27 条 市長は、必要があると認めるときは、事業者と公害の防止に関する協定を締結するものとする。

(事故届等)

第 28 条 事業者は、事故により公害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、速やかにその措置に関する改善計画書を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による改善計画書を提出した者が、当該計画に基づく措置を完了したときは、市長に届け出なければならない。

(特定施設設置等の届出)

第 29 条 特定施設を設置しようとする者は、当該施設を設置しようとする日前 60 日までに次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。その届出に係る事項を変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地)

(2) 工場等の名称及び所在地

(3) 事業の内容

(4) 特定施設の種類と数

(5)特定施設の形式，能力及び構造並びに使用の方法

(6)公害防止の方法

(7)その他市長が必要と認める事項

2 市長は，前項の規定による届出があった場合，公害を防止するために必要な条件を付することができる。

(特定建設作業の実施の届出)

第 30 条 特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は，当該特定建設作業の開始の日の 7 日前までに，規則で定めるところにより，次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし，災害その他非常の事態の発生により，特定建設作業を緊急に行う必要があると市長が認めた場合は，この限りでない。

(1)氏名及び住所(法人にあっては，その名称，代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2)建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類

(3)特定建設作業の場所及び実施の期間

(4)騒音防止の方法

(5)その他規則で定める事項

2 前項ただし書の場合において，当該建設工事を施工する者は，速やかに同項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(経過措置)

第 31 条 一の施設が特定施設となった際，現にその施設を設置している者(設置の工事を行っている者を含む。)は，当該施設が特定施設となった日から 30 日以内に第 29 条第 1 項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(規制基準)

第 32 条 市長は，公害を防止するため，特定施設に係る規制基準を規則で定めるものとする。

2 事業者は，前項の規定による規制基準を遵守しなければならない。

(改善勧告)

第 33 条 市長は，特定施設から公害が発生し，又は発生するおそれがあると認めるときは，当該特定施設を設置している者に対し，期限を定めて公害を防止するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 前項の規定による勧告を受けた者は，速やかに公害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(改善命令)

第 34 条 市長は，前条第 1 項の規定による勧告を受けた者が，当該勧告に係る措置をとらないときは，その者に対し，期限を定めて当該措置をとるべきことを命ずるとともに，当該施設の使用の一時停止を命ずることができる。

(措置の届出)

第 35 条 第 33 条第 1 項の規定による改善勧告又は前条の規定による改善命令を受けた者が、当該勧告又は命令に係る措置をとったときは、速やかに市長に届け出てその確認を受けなければならない。

(報告及び立入検査)

第 36 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、関係者に対し報告を求め、又は職員を必要な場所に立ち入らせ検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときはこれを提示しなければならない。

3 関係者は、第 1 項の規定による報告若しくは検査を拒み、又は忌避してはならない。

(援助)

第 37 条 市長は、事業者が行う公害を防止するための施設の設置又は改善につき、必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

(環境審議会の設置)

第 38 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、小美玉市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 39 条 審議会は、次に掲げる事項に関し、市長の諮問に応じて調査審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 第 2 条第 1 項第 4 号に規定する特定施設を定めるとき。
- (3) 第 32 条第 1 項に規定する規制基準を定めるとき。
- (4) 第 33 条に規定する改善勧告及び第 34 条に規定する改善命令を行おうとするとき。
- (5) この条例の規定に基づく処分についての審査請求に対する裁決をするとき。
- (6) その他環境の保全及び創造に関する基本的事項

(組織等)

第 40 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者又は当該団体から推薦を受けた者
- (3) 公募による者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる

(会長及び副会長)

第 41 条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 42 条 審議会は、必要に応じ、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる審議会又は会長及び副会長がともに欠けたときの審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第 43 条 審議会は、必要に応じ専門部会を置くことができる。

(委員以外の者の出席等)

第 44 条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 45 条 審議会の庶務は、市民生活部環境課において処理する。

(委任)

第 46 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第 47 条 第 34 条の規定による改善命令に違反した者は、5 万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、2 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 29 条から第 31 条までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第 36 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(両罰規定)

第 48 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関し前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金を科する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

(小美玉市公害対策審議会条例の廃止)

2 小美玉市公害対策審議会条例(平成 18 年小美玉市条例第 120 号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、改正前の小美玉市環境基本条例(以下「旧条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、

この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお旧条例の例による。

(小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

5 小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 18 年小美玉市条例第 40 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

2. 前回計画の実施状況

前回計画の実施状況としては、目標値である二酸化炭素排出量の10%削減を上回る19%の削減となり、目標を達成しました。

表 8. 前計画（小美玉市地球温暖化対策 実行計画書）の内容および検証

計画期間	5 年間： 2011（平成 23）年度 ～2016（平成 28）年度
基準年度	2008（平成 20）年度
適用範囲	・本市の実施するすべての事務及び事業活動とします。 ・分析該当施は市役所本庁舎・分庁舎とします。
対象とする 温室効果ガス	二酸化炭素(CO ₂)、メタン(CH ₄)、一酸化二窒素(N ₂ O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)※、パーフルオロカーボン(PFC)※、六フッ化硫黄(SF ₆)※ ※排出状況の把握が困難な場合は対象外とする
排出量の状況	8,792 t-CO ₂ (平成 12～13 年度 旧 2 町 1 村の合計)
目標値	東日本大震災に係る節電対策を実施した 2011（平成 23）年度の取り組み状況と削減効果、政府の長期目標の水準を踏まえて、従来の取り組みと 2011（平成 23）年度の半分程度の実施により、2016（平成 28）年度の温室効果ガス排出量を 2008（平成 20）年度比で 10%削減することを目指します。 【現況値】 2008（平成 20）年度排出量：383.8 t-CO ₂ ※ 【目標値】 2016（平成 28）年度排出量：345.4 t-CO ₂ 【削減率】 2008（平成 20）年度比：-10% 【削減量】 2008（平成 20）年度比：-38.42 t-CO ₂ ※市役所本庁舎・分庁舎の排出量の合計
検証結果	2016（平成 28）年度排出量の目標値である 345.4 t-CO ₂ よりも-71.9 t-CO ₂ 削減し、311.9 t-CO ₂ の排出量となり、前計画の目標を達成しました。 【現況値】 2008（平成 20）年度排出量：311.9 t-CO ₂ ※ 【削減率】 2008（平成 20）年度比：-19% 【削減量】 2008（平成 20）年度比：-71.9 t-CO ₂ ※市役所本庁舎・分庁舎の排出量の合計

出典：『小美玉市地球温暖化対策 実行計画書』平成 23 年 12 月

3. 計画対象施設一覧

表 9. 対象施設名 (1/4)

No	対象施設名	施設分類	所管課
1	本庁舎	行政施設	総務課
2	車庫 2	その他施設	総務課
3	車庫 1	その他施設	総務課
4	分庁舎	行政施設	総務課
5	小川総合支所	行政施設	小川総合支所
6	玉里総合支所	行政施設	玉里総合支所
7	消防本部・小川消防署	消防施設	総務課
8	美野里消防署	消防施設	総務課
9	玉里消防署	消防施設	総務課
10	生涯学習センター	文化施設	生涯学習課
11	四季文化館・美野里地域食材供給施設	文化施設	生活文化課
12	小川文化センター	文化施設	生活文化課
13	農村女性の家	文化施設	生涯学習課
14	農村環境改善センター	文化施設	生涯学習課
15	羽鳥ふれあいセンター	文化施設	生涯学習課
16	やすらぎの里小川	文化施設	生涯学習課
17	しみじみの家	文化施設	生涯学習課
18	民家園	文化施設	生涯学習課
19	玉川地区学習等供用施設	文化施設	生涯学習課
20	美野里シビック・ガーデン	その他施設	農政課
21	空のえき「そ・ら・ら」	商業施設	商工観光課
22	希望ヶ丘公園	公園施設	スポーツ推進課
23	小川運動公園	公園施設	スポーツ推進課
24	小川海洋センター	スポーツ施設	スポーツ推進課
25	玉里運動公園・玉里海洋センター	公園施設	スポーツ推進課
26	四季健康館	福祉施設	健康増進課
27	小川保健相談センター	福祉施設	健康増進課
28	玉里保健福祉センター・玉里ふれあいサロン	福祉施設	健康増進課
29	小美玉温泉ことぶき	福祉施設	健康増進課
30	小川図書館資料館	文化施設	生涯学習課

表 10. 対象施設名 (2/4)

No	対象施設名	施設分類	所管課
31	小美玉学校給食センター	学校施設	教育指導課
32	美野里公民館	行政施設	生涯学習課
33	羽鳥公民館	行政施設	生涯学習課
34	小川公民館	行政施設	生涯学習課
35	玉里学校給食センター	学校施設	教育指導課
36	防災倉庫	その他施設	総務課
37	玉里ふれあい公園	公園施設	都市整備課
38	大井戸湖岸公園	公園施設	都市整備課
39	宮田防災公園	公園施設	都市整備課
40	玉里排水機場	その他施設	農政課
41	下高場中継ポンプ場	水道施設	下水道課
42	脇山中継ポンプ場	水道施設	下水道課
43	納場北部農業集落排水処理施設	水道施設	下水道課
44	堅倉南部地区農業集落排水処理施設	水道施設	下水道課
45	巴南部地区農業集落排水処理施設	水道施設	下水道課
46	巴中部地区農業集落排水処理施設	水道施設	下水道課
47	美野里浄水場・小川浄水場	水道施設	水道課
48	美野里霊園	公園施設	環境課
49	上吉影小学校	学校施設	教育企画課
50	旧下吉影小学校（体育館等）	スポーツ施設	スポーツ推進課
51	旧下吉影小学校（校舎等）	その他施設	教育企画課
52	小川北義務教育学校	学校施設	教育企画課
53	小川北義務教育学校放課後子どもプラン	学校施設	子ども課
54	小川南小学校	学校施設	教育企画課
55	小川南中学校	学校施設	教育企画課
56	竹原小学校	学校施設	教育企画課
57	竹原小学校放課後子どもプラン	学校施設	子ども課
58	羽鳥小学校	学校施設	教育企画課
59	羽鳥小学校放課後子どもプラン	学校施設	子ども課
60	片倉小学校	学校施設	教育企画課
61	納場小学校	学校施設	教育企画課
62	美野里中学校	学校施設	教育企画課

表 11. 対象施設名 (3/4)

No	対象施設名	施設分類	所管課
63	玉里学園義務教育学校	学校施設	教育企画課
64	旧野田小学校放課後子どもプラン(旧野田幼稚園)	学校施設	子ども課
65	上吉影小放課後子どもプラン(旧上吉影幼稚園)	学校施設	子ども課
66	元気っ子幼稚園	学校施設	教育企画課
67	玉里幼稚園	学校施設	教育企画課
68	旧小川小学校(体育館)	スポーツ施設	スポーツ推進課
69	旧橘小学校(体育館)	スポーツ施設	スポーツ推進課
70	東平児童公園	公園施設	都市整備課
71	堅倉わんぱく公園	公園施設	都市整備課
72	仲丸池公園	公園施設	都市整備課
73	小川駅バスロータリー	公園施設	都市整備課
74	船溜まり	その他施設	農政課
75	照明灯	その他施設	防災管理課
76	公用車等	公用車	秘書政策課
77	公用車等	公用車	市民協働課
78	公用車等	公用車	総務課
79	公用車等	公用車	税務課
80	公用車等	公用車	収納課
81	公用車等	公用車	環境課
82	公用車等	公用車	介護福祉課
83	公用車等	公用車	社会福祉課
84	公用車等	公用車	福祉事務所小川支所
85	公用車等	公用車	福祉事務所美野里支所
86	公用車等	公用車	農政課
87	公用車等	公用車	地籍調査課
88	公用車等	公用車	商工観光課
89	公用車等	公用車	都市整備課
90	公用車等	公用車	管理課
91	公用車等	公用車	下水道課
92	公用車等	公用車	基地対策課

表 12. 対象施設名（4/4）

No	対象施設名	施設分類	所管課
93	公用車等	公用車	スポーツ推進課
94	公用車等	公用車	防災管理課
95	公用車等	公用車	教育指導課
96	公用車等	公用車	子ども課
97	公用車等	公用車	議会事務局
98	公用車等	公用車	農業委員会事務局
99	常備消防団車両	消防公用車	総務課
100	消防団車両	消防公用車	総務課

4. ゼロカーボンシティ宣言

ゼロカーボンシティ宣言

～2050年二酸化炭素排出実質ゼロに向けて～

気候変動問題は世界規模での対応が求められており、地球上に生きる全ての生き物にとって避けることのできない喫緊の課題です。我が国においても、近年は全国各地で集中豪雨や台風の巨大化等による自然災害が頻繁に発生し激甚化が顕在となっております。こうした自然の猛威により、私たちの生命や財産の危機、さらに、自然環境や生態系への悪影響など人類の生存基盤を根本から揺るがす「気候危機」と言うべき極めて深刻な問題であります。

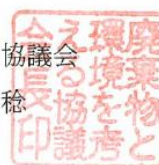
こうした状況を踏まえ、2015年に合意されたパリ協定では「産業革命からの平均気温上昇の幅を2℃未満とし、1.5℃に抑えるよう努力する」との目標が国際的に広く共有されました。2018年に公表されたIPCC(国連の気候変動に関する政府間パネル)の特別報告書では、この目標の達成には「気温上昇を2℃よりリスクの低い1.5℃に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」とされております。また、この目標達成に向けては、小泉進次郎環境大臣より自治体での取り組みの重要性と広がりへの期待が表明され、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロへの参画が促されたところであります。

廃棄物と環境を考える協議会は、関東甲地域の40団体(73市町村)と民間事業者2社で構成し、一般廃棄物の排出者、受入者、処分者の3者が協働して廃棄物の減量化と資源化を促進し、循環型社会の構築と地球環境の保全を図ることを目的とし、これまでに温室効果ガスの排出低減等、地球温暖化防止に大きく貢献してきたものと考えております。協議会ではこの機会を捉えて、趣旨に賛同する各構成自治体が地球的規模の環境保全について積極的に取り組み、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すことを宣言し、その実現に向けた取り組みを推進してまいります。

令和2年7月28日

廃棄物と環境を考える協議会

会長 豊田 稔



5. ゼロカーボンシティに向けたエネルギー地産地消に関する包括連携協定

ゼロカーボンシティに向けたエネルギー地産地消に関する包括連携協定書

霞台厚生施設組合（以下「甲」という。）、石岡市（以下「乙」という。）、小美玉市（以下「丙」という。）、かすみがうら市（以下「丁」という。）及び茨城町（以下「戊」という。）と日立造船株式会社（以下「己」という。）とは、相互の密接な連携と協力により、脱炭素社会の実現に向けた取組みを推進し、甲、乙、丙、丁、戊（以下「甲等」という。）が掲げるゼロカーボンシティの達成に資するため、エネルギー地産地消に関する協定を締結する。

（連携事項）

第1条 甲等及び己は、前文の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 非化石電力の地産地消による温室効果ガス削減を目的として、己が買い取った甲の所有する霞台クリーンセンターみらいの余剰電力の非バイオマス分を乙、丙、丁、戊が保有する高圧電力を使用する施設に供給する。
- (2) 1年間に発電する電力量及び供給する電力量は、令和3年度の実績量より下表を上限とする。

発電する電力量 (kWh)		供給する電力量 (kWh)			
甲		乙	丙	丁	戊
非バイオマス分	7,380,335	2,787,553	1,815,562	1,627,364	1,149,856

（有効期間）

第2条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する3箇月前までに、甲等又は己からの書面による特段の申出がないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（情報の共有）

第3条 甲等及び己は、本協定に定める事項の円滑な実施を図るため、必要な連絡及び調整を図り、情報を共有するものとする。

（秘密保持）

第4条 甲等及び己は、前条の規定により共有された情報のうち、秘密である旨を表示された情報については、第三者に開示してはならず、本協定の目的達成にのみ使用することとし、他の目的には使用しない。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合には、甲等及び己協議の上これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書6通を作成し、甲等及び己それぞれ署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年 / 2 月 2 / 日

甲 小美玉市高崎 1824 番地 2

霞台厚生施設組合

管理者

谷島 洋司



乙 石岡市石岡一丁目 1 番地 1

石岡市

石岡市長

谷島 洋司

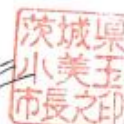


丙 小美玉市堅倉 835 番地

小美玉市

小美玉市長

島田 幸三



丁 かすみがうら市上土田 461 番地

かすみがうら市

かすみがうら市長

宮嶋 謙



戊 茨城町大字小堤 1080 番地

茨城町

茨城町長

小林 寛夫



己 大阪市住之江区南港北 1 丁目 7 番 89 号

日立造船株式会社

取締役社長

三野 禎男



6. 茨城県グリーン購入推進方針の対象品目

表 13. 特定調達品目の分野及び品目一覧 (1/3)

紙類	・コピー用紙 ・フォーム用紙 ・インクジェットカラープリンター用塗工紙 ・塗工されていない印刷用紙 ・塗工されている印刷用紙 ・トイレトペーパー ・ティッシュペーパー
文具類	・シャープペンシル ・シャープペンシル替芯 ・ボールペン ・マーキングペン ・鉛筆 ・スタンプ台 ・朱肉 ・印章セット ・印箱 ・公印 ・ゴム印 ・回転ゴム印 ・定規 ・トレイ ・消しゴム ・ステープラー（汎用型） ・ステープラー（汎用型以外） ・ステープラー針リムーバー ・連射式クリップ（本体） ・事務用修正具（テープ） ・事務用修正具（液状） ・クラフトテープ ・布粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む。） ・両面粘着紙テープ ・製本テープ ・ブックスタンド ・ペンスタンド ・クリップケース ・はさみ ・マグネット（玉） ・マグネット（バー） ・テープカッター ・パンチ（手動） ・モルトケース（紙めくり用スポンジケース） ・紙めくりクリーム ・鉛筆削（手動） ・OAクリーナー（ウェットタイプ） ・OAクリーナー（液タイプ） ・ダストブロワー ・レターケース ・メディアケース ・マウスパッド ・OAフィルター（枠あり） ・丸刃式紙裁断機 ・カッターナイフ ・カッティングマット ・デスクマット ・OHPフィルム ・絵筆 ・絵の具 ・墨汁 ・のり（液状）（補充用を含む。） ・のり（澱粉のり）（補充用を含む。） ・のり（固形）（補充用を含む。） ・のり（テープ） ・ファイル ・バインダー ・ファイリング用品 ・アルバム（台紙を含む。） ・つづりひも ・カードケース ・事務用封筒（紙製） ・窓付き封筒（紙製） ・けい紙 ・起案用紙 ・ノート ・パンチラベル ・タックラベル ・インデックス ・付箋紙 ・付箋フィルム ・黒板拭き ・ホワイトボード用イレーザー ・額縁 ・テープ印字機等用カセット ・テープ印字機等用テープ ・ごみ箱 ・リサイクルボックス ・缶 ・ボトルつぶし機（手動） ・名札（机上用） ・名札（衣服取付型・首下げ型） ・鍵かけ（フックを含む。） ・チョーク ・グラウンド用白線 ・梱包用バンド
オフィス家具等	・いす ・机 ・棚 ・収納用什器（棚以外） ・ローパーティション ・コートハンガー ・傘立て ・掲示板 ・黒板 ・ホワイトボード ・個室ブース ・ディスプレイスタンド
画像機器等	・コピー機 ・複合機 ・拡張性のあるデジタルコピー機 ・プリンタ ・プリンタ複合機 ・ファクシミリ ・スキャナ ・プロジェクタ ・トナーカートリッジ ・インクカートリッジ

出典：令和5年度茨城県グリーン購入推進方針

表 14. 特定調達品目の分野及び品目一覧 (2/3)

電子計算機等	・電子計算機 ・磁気ディスク装置 ・ディスプレイ ・記録用メディア
オフィス機器等	・シュレッダー ・デジタル印刷機 ・掛時計 ・電子式卓上計算機 ・一次電池又は小形充電式電池
移動電話等	・携帯電話 ・PHS ・スマートフォン
家電製品	・電気冷蔵庫 ・電気冷凍庫 ・電気冷凍冷蔵庫 ・テレビジョン受信機 ・電気便座 ・電子レンジ
エアコンディショナー等	・家庭用エアコンディショナー ・業務用エアコンディショナー ・ガスヒートポンプ式冷暖房機 ・ストーブ
温水器等	・ヒートポンプ式電気給湯器 ・ガス温水機器 ・石油温水機器 ・ガス調理機器
照明	・LED 照明器具 ・LED を光源とした内照式表示灯 ・電球形 LED ランプ
自動車等	・乗用車 ・小型バス ・小型貨物車 ・バス等 ・トラック等 ・トラクタ ・乗用車用タイヤ ・2サイクルエンジン油
消火器	・消火器
制服・作業服等	・制服 ・作業服 ・帽子 ・靴
インテリア・寝装寝具	・カーテン ・布製ブラインド ・金属製ブラインド ・タイルカーペット ・ニードルパンチカーペット ・タフテッドカーペット ・織じゅうたん ・毛布 ・ふとん ・ベッドフレーム ・マットレス
作業手袋	・作業手袋
その他繊維製品	・集会用テント ・ブルーシート ・防球ネット ・旗 ・のぼり ・幕 ・モップ
設備	・太陽光発電システム（公共・産業用） ・太陽熱利用システム（公共・産業用） ・燃料電池 ・エネルギー管理システム ・生ゴミ処理機 ・節水器具 ・給水栓 ・日射調整フィルム ・低放射フィルム ・テレワーク用ライセンス ・Web 会議システム
災害備蓄用品	・ペットボトル飲料水 ・アルファ化米 ・保存パン ・乾パン ・レトルト食品等 ・栄養調整食品 ・フリーズドライ食品 ・非常用携帯燃料 ・携帯発電機 ・非常用携帯電源 *毛布 *作業手袋 *テント *ブルーシート *一次電池 （*は他の分野と同品目）

出典：令和5年度茨城県グリーン購入推進方針

表 15. 特定調達品目の分野及び品目一覧 (3/3)

役務	・省エネルギー診断 ・印刷 ・食堂 ・自動車専用タイヤ更生 ・自動車整備 ・庁舎管理 ・植栽管理 ・加煙試験 ・清掃 ・タイルカーペット洗浄 ・機密文書処理 ・害虫防除 ・輸配送 ・旅客輸送（自動車） ・庁舎等において営業を行う小売業務 ・クリーニング ・飲料自動販売機設置 ・引越輸送 ・会議運営 ・印刷機能等提供業務
ごみ袋等	・プラスチック製ごみ袋

出典：令和5年度茨城県グリーン購入推進方針